
プロジェクト リース

項目 第 102 回リース会計専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料では、第 102 回リース会計専門委員会（2021 年 7 月 16 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

借手の費用配分の方法に関する再検討について

リースの性質との関係

2. IFRS 第 16 号を基礎とした基準開発の背景を踏まえると、単一モデルを基礎とした検討も理解できるが、単一モデル、2 区分モデルともにメリットとデメリットがあり、慎重な議論の継続を要望する。
3. 使用权に対する支配の概念は、日本の不動産リースの考え方と一致しているとは言い難い。リースには金融に近いものもあれば、サービスに近いものもあり、オペレーティング・リースを含めたオンバランスについては、国際的な会計基準との整合性のみではなく、情報の有用性の観点からの検討及び我が国の財務諸表作成者に対する納得感のある説明を要望する。

関連諸法規との関係

4. 単一モデルを採用する場合、関連諸法規の運用上の参照の変更による社会的コストの増加、単体財務諸表における適用への影響、中小企業への影響も含めて我が国の企業に広く影響を与える懸念がある。
5. 米国においても関連諸法規との関係や投資家の懸念が考慮されたものと理解している。我が国においても借手の費用配分の方法については様々な意見があり、それらを踏まえてうまく解決する手段がないか検討すべきである。

財務諸表利用者のニーズ

6. リース料総額を割り引いた際の利息相当額について、営業費用なのか、金融費用なのか、財務諸表利用者が当該利息相当額の性格をどう考えるかによって、単一モデルなのか 2 区分モデルなのかが決まるように思う。金利が上昇した場合に、多額かつ長期のオペレーティング・リースに係る利息相当額を金融費用とすることの適否について利用者がどのように考えるかによるのではないかと。

7. 米国のオペレーティング・リースに係るリース負債が金融負債として扱われているのかどうか確認したい。
8. 財務諸表利用者の立場からは、リース負債は有利子負債の性格を有するものと考えており、有利子負債としてオンバランスするところから議論を始めた方がよい。したがって、リースの利息相当額についても金融費用と考えており、単一モデルを志向する財務諸表利用者のニーズは強いものとする。
9. アウトリーチの対象となっているエクイティ・アナリストが、Topic 842に従って認識された損益計算書の数値をほぼ調整せずにモデルに含めている理由が確認できると理解が深まると思われる。
10. IFRS適用により EBITDA の値が上昇したとしても、IFRS適用企業全体の EBITDA が上昇しているため、分析に支障はない。財務諸表利用者にとっては、企業間の比較を行えないことが問題であり、そのような意味において日本基準においても単一モデルの採用により分析が容易になる。
11. 利息の取扱いについては、理屈上は、単一モデルと 2 区分モデルの間で優劣がつけ難い。我が国において IFRS 任意適用企業の数が増加していることも踏まえると、2 区分モデルを選択するためには相当の根拠が必要になるのではないかと考える。

その他

12. 日本基準を採用する我が国の他の上場企業においては、2 区分モデルを望む意見も多いのではないかと考える。

重要性に関する定めについて

借手の重要性に関する定め

13. 借手がすべてのリースを資産として計上することを考慮し、改正基準においても数値基準を用いた重要性に関する定めを設けるべきである。その場合、企業の規模を反映させるため、絶対値ではなく比率を基礎とした定めを設けるべきと考える。
14. 現行基準では、リース契約は実務上契約書を指すものと考えられる。改訂基準におけるリース契約は、口頭、取引慣行等を含むものとして定義が提案されており、契約書と同義ではないため留意が必要である。
15. 現行の重要性が乏しいと認められる場合の利息相当額の取扱いを引き継ぐ場合、不動産リースをその他のリースと一緒にして重要性を判定すると、現行において簡便

的な取扱いが容認されたその他のファイナンス・リースについて、当該取扱いが認められなくなる懸念がある。そのため、例えば不動産リースとその他のリースを分けて重要性を判定するなどの取扱いを設けてはどうか。

16. 現行の 300 万円基準の少額リース資産の便法は、IFRS 第 16 号の便法と適用単位が異なるため、留意が必要である。
17. IFRS 第 16 号において少額資産の免除規定に具体的な金額が示されていないことから、当社では、重要性を勘案し 300 万円に設定している。
18. 少額リース資産基準のうちいわゆる 300 万円基準は、企業の事業内容に照らして重要性の乏しいリースを要件としており、通常、不動産リースはそれに該当しないものと考えられる。

貸手の重要性に関する定め

19. 貸手の製作価額又は現金購入価額と借手に対する現金販売価額に差がある場合で、販売益がリース料に占める割合に重要性が乏しい取引の想定が不明である。不要な便法なのではないか。
20. 我が国の再リースが通常少額で期間も短く、貸手が事前に借手の再リースの意思を確認することは困難と考えられるため、現行の貸手の再リースの定めを廃止することに反対する。

借手と貸手の共通の定め

21. 具体的な数値基準とは別に、IFRS 第 16 号 BC86 項にあるような財務諸表に対して重要性がない場合の取扱いについて、改正リース会計基準においても採り入れることを要望する。
22. サービス契約に含まれるリースの網羅的な識別には、企業の多大なコストが予想されるため、サービス契約に含まれるリースに重要性がない場合に、サービスとして会計処理する実務上の便法を検討されたい。
23. 現行の重要性が乏しいと認められる場合の利息相当額の取扱いは、単体財務諸表を想定したものであり、連結財務諸表における取扱いを明示的に定めてはどうか。

その他

24. 現行のリース会計基準に定めのない IFRS 第 16 号の定め（例えばリース負債の見直しや条件変更）は、審議未了の項目に含められていないが、どのように対応するのか。例えば、オペレーティング・リースがオンバランスされると契約変更に関して

実務への負担がないか懸念される。

以 上